



特集記事 | Feature Article

太陽光に係る施策等について

Our Policy Directions in Regard to Renewable Energy

白倉 政司 (北杜市長)

Masashi SHIRAKURA *Mayor, Hokuto City*

著者紹介

著者の白倉政司氏は1947年9月、北杜市高根町生まれ。日本大学経済学部をご卒業後、民間企業を経て金丸信（元自民党副総裁）氏の秘書となり、政界に入られた。1979年山梨県議会議員に初当選、7期にわたって務められ、2004年7月には高根町長。7町村の合併によって同年11月に北杜市が誕生した際は初代市長に就任され、以降2015年の現在まで、3期11年にわたって北杜市政を担ってこられた方である。白倉氏は「クリーンエネルギーの必要性」と「エネルギーの地産地消」を掲げ、傾斜地の多い地勢を活かした小水力発電のほか、2006年にはNEDOの実証研究委託事業として大規模太陽光発電施設『北杜サイト』に取り組み、再生可能エネルギーを生かした「持続可能な地域環境づくり」を推進してこられた。重い職責を負い、極めてご多忙である氏に、今般の景観問題について、ご自身が推進されてきた政策を概観しつつ見解を述べるという、極めて難しい依頼をさせていただいた。にもかかわらず、僅かな時間を縫ってご寄稿くださった市長の至誠と信念に、心より敬意を表したい。 (鈴木晃志郎)

I. 化石燃料に代わる新たなエネルギー源としての太陽光

日本は、産業革命以来、その豊かさを化石燃料中心のエネルギーに依存してきました。その結果、資源の枯渇や地球規模の環境問題が大きな課題となっています。

太陽光発電は化石燃料がもたらす二酸化炭素の削減に資する重要な代替エネルギーとして、普及が期待されました。

国では、太陽光発電の普及のため、実証研究を行うとして、日照時間日本一である本市では、国（NEDO）事業、大規模電力供給用太陽光発電システム安定化等実証研究の委託を受け、株式会社NTTファシリティーズと共同で、2メガワット級の太陽光発電システム（北杜サイト太陽光発電所）を

構築し、系統安定化制御が可能な大型パワーコンディショナ（直流-交流変換装置）の開発、世界の先進的太陽電池を中心とした様々な太陽電池モジュール（9ヶ国、27種類）による大規模発電システムの構築、コスト低減に寄与する技術開発と実証、導入時の指針となる手引書の作成等、世界に例をみない実証研究を行いました。

これは、大規模太陽光発電の将来を左右する重要なプロジェクトであり、今日の太陽光発電の基本となったものであると考えています。

現在では、北杜サイト太陽光発電所は市営の発電所となり、視察の受け入れや環境教育、大学や民間企業の研究フィールドとして活用しており、特に、視察者数はこれまで2万人を超え、国内外から多くの方が本市を訪れています。

II. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

国内においては、再生可能エネルギーの普及施策として、電力会社による自主的な買い取りや電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS 法）等により進められてきましたが、経済危機対策、地球温暖化防止対策、エネルギー政策のため、平成 21 年に、エネルギー供給構造高度化法に基づく「太陽光発電の余剰電力買取制度」が開始されました。

平成 23 年 3 月 11 日には、東日本大震災が発生し、エネルギー需給事情がひっ迫した状態となったのは間違いないでしょう。再生可能エネルギーの普及を加速する必要があったと思います。平成 24 年 7 月には、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により新たな「固定価格買取制度」がスタートしました。これまでの余剰電力買取制から全量買取制（10kW 以上）となり、電気の調達価格も 40 円/kWh と高めに設定されたため、発電事業に新規に参入を促すことが狙いとした施策であるといえます。

また、再生可能エネルギーの導入を推進するため、導入に当たっての許認可等として、工場立地法においては生産施設から環境施設としての位置づけを行い、建築基準法においては工作物からの対象除外とするなど、既存の法令の規制緩和措置や、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進に関する法律の施行など、再生可能エネルギー発電を促進する措置が講じられています。

III. 太陽光発電設置の増加と景観等

固定価格買取制度における買取価格は、平成 24 年度が 40 円、平成 25 年度が 36 円、平成 26 年度が 32 円と年々減額となり、本年度は 27 円です。本市では、晴天率が高いことによる日照時間の長さもあり、多くの事業者が注目し、経済産業省に

おける設備認定の数は現在 4,634 件に上り、認定容量も 280 メガワットを超えています（制度開始後認定を受けた設備）。

設備認定の容量別では、10kW 以上 50kW 未満が 4,538 件で、50kW 以上が 96 件と、50kW 未満の発電設備がそのほとんどを占めています（一般社団法人太陽光発電協会 2015）。

50kW 未満の設備は小電力発電設備となり、電気事業法における自家用電気工作物とはならず、保安規程、電気主任技術者選任など、所管する経済産業省への届出義務がありませんので、導入に当たってはハードルが高くありません。

また、先に述べましたが、建築基準法上の工作物ではないことから、太陽光発電設備の設置目的での市への提出物はありませんし、地目が山地や農地の場合は、伐採や転用の際の届出書類で目的を確認することができますが、それ以外の地目では太陽光発電設備の把握が困難な状況であり、市民からは「隣で何か工事をしているが、何の工事か」との問い合わせも多くなり、これに答えることができない事案も起きてきました。

本市は森林率が 76%であることから、太陽光発電設備を設置する箇所は、山林となることが必然的に多くなります。また、農地や山林において太陽光発電設備が設置されることは、事業採算性が高いということもあるでしょうし、少子高齢化が進む状況下、管理できなくなった土地の有効活用策であることも考慮しなければなりません。

更には、山林では、その事業規模が 1 ヘクタール以上であれば林地開発行為に該当し、防災対策を講じる必要がありますが、1 ヘクタール未満であれば、伐採届のみで、防災対策を講じる義務もないため、水防対策に対して不安視されることも考えられます。太陽光発電設備設置のために伐採されることが多くなったため、周辺の市民の方々から、目の前の景色が変わるなど、景観を害するとの意見が寄せられ、太陽光発電設備設置に対して景観に配慮を求めるなどの運動も起きるに至っ

ています。

IV. 太陽光発電設備設置に関する要綱

太陽光発電設備が数多く設置されるようになってきた状況の中、地域住民が近くで何をしているか知らせてほしい、土砂流出や雨水対策をとってほしい、景観に配慮して設置する必要があるのではないかなどの要望が多く市に寄せられてきました。太陽光発電設備設置に当たって、何らかの方針を出すべきではないかと、平成 25 年度から対策について検討を行ってきましたが、規制については、上位法令がないため、条例化は見送ることとしました。

このため、地域環境との調和と地区住民等への周知を促し、円滑な設備導入が図られることを目的に平成 26 年 9 月には北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を制定しました。

要綱においては、主に太陽光設置に関する届出制度、既存の法令等を示し確認を促すこと、法令に該当しない場合においても、事業者等の責務としての留意事項を示しています。

太陽光発電設備の届け出については、これまで把握できなかった設備の把握が可能となるものです。対象を 10kW 以上としていることから、基本的に住宅用以外は該当します。これまでの届け出件数は、要綱施行前の事業者等からもご協力をいただき、平成 27 年 10 月現在、459 件となっており、経済産業省が公表している実際の稼働件数には達していませんが、引き続き把握に努めているところです。

事業者等の責務としての留意事項は、法令等により義務や制限を受けるものではありませんが、事業者等に果たしていただきたい事項として、地区住民等に対して事業内容の周知、土砂の流出や水害の防止、自然環境、風景及び風土を重視しこれらの環境と共生すること、フェンス等の設置（50kW 未満は義務なし）、構内の除草に当たって

は、除草剤等は原則使用しないことなどを挙げています。

要綱自体は、法規ではありませんので行政指導となります。太陽光発電設備設置に関しての市の姿勢を示したものであり、事業者等の協力により実現するものですから、事業者等関係者には、北杜市に太陽光発電設備を設置するに当たっては、より良いまちづくりのために協力をお願いしております。

現在では、市議会や、関係団体のご意見等もあり、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱として、平成 27 年 9 月から施行し、事業者等の責務に関しても、土砂の流出等防止対策、安全対策、景観への配慮などの項目に関してより具体的事項を示し、必要と認められる場合は調査を行い、指導ができることといたしました。

また、本年 11 月には、山梨県においても太陽光発電施設の適正導入ガイドラインが策定されています。

V. 経済的自由権と公益性、そしてバランス

太陽光発電設備を設置しようとする意思は経済的自由権（うち財産権）に基づき行われるものです。一方、景観については、観光資源としてなど、共有の財産として位置付けられ、公益的な機能を有するものです。

経済的自由権として財産権の行使に当たっては、防災上の観点等、法令により立地制限がある区域を除いて、制限のない区域では、例えば林地開発行為においては一定の行為における災害対策等の実施義務などがありますが、その義務は、不当に財産権を侵害しないよう、法令においても必要最小限の制限にとどめているものです。

景観に関しては、本市も景観形成団体として、景観計画、景観条例を制定していますが、その内容は、配慮すべき、努めるべきものとして、明確な事項を示していません。これは、景観という

ものが相対的なものであり、一義的な価値として共有することは難しいからです。

太陽光発電については、再生可能エネルギー源として太陽光の有用性は誰もが認識されています。太陽光発電設備を設置しようとする行為は、すべてではありませんが、他の開発行為と同様、少なからず地域環境に変化を与える行為であります。このことを認識した上で、災害防止対策を検討、措置し、かつ、太陽光発電と地域環境との調和＝バランス、景観に対する配慮が図られることで、安全・安心なまちづくりにつながることを願うも

のであります。

文 献

一般社団法人太陽光発電協会 2015. [固定価格買取制度情報公開用ウェブサイト\(平成27年7月末時点の状況\)](http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html). http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html (Accessed: 2015.11.18)

(投稿：2015年11月21日)

(受理：2015年12月8日)